

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

[illegible]

Issue 618・2019/02/19～2019/02/25

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 国务院关于印发《关于全面推开营业税改征增值税试点的通知》
开放综合试点工作方案的通知..... 2
- 国家发展和改革委员会等 15 部门关于印发
全国投资项目在线审批监管平台投资审批
管理事项统一名称和申请材料清单的通知.. 3
- 人力资源社会保障部等九部门关于进一步
规范招聘行为促进妇女就业的通知..... 3
- 银行业金融机构反洗钱和反恐怖融资管理
办法..... 4
- 上海市人民政府关于取消和调整一批行政
审批等事项的决定..... 4
- 广东省人民政府关于印发支持自由贸易试
验区深化改革创新若干措施分工方案的通
知..... 5

二、最新资讯

- 国务院常务会议：决定再取消和下放一批行政许可事项 在全国全面开展工程建设项目审批制度改革..... 6
- 《消费品召回管理规定》公开征求意见..... 6

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 北京市サービス業対外開放拡大の全面的な推進に向けた総合試行作業方案についての國務院による回答書..... 2
- 全国投資プロジェクトオンライン審査許可監督管理プラットフォームにおける投資審査許可管理事項の統一名称及び申請資料リスト公表に関する国家發展改革委員会等 15 部門による通知..... 3
- 求人行為をさらに規範化し女性の雇用を促進することに關する人的資源社会保障部等 9 部門による通知..... 3
- 銀行業金融機関の資金洗浄防止びテロ資金供与防止管理弁法..... 4
- 行政審査許可等事項の一部廃止及び調整に關する上海市人民政府による決定..... 4
- 自由貿易試験区における改革・革新の推進を後押しするための措置・作業分担方案公布に關する廣東省人民政府による通知..... 5

二、新着情報

- 国務院常務會議において、一部の行政許可事項をさらに廃止・委譲して、工事建設プロジェクトの審査許可制度改革を全国で全面的に展開することが決定された..... 6
- 「消費財リコール管理規定」がパブリックコメントを募集している..... 6

三、里兆解读

- 《个人所得税法实施条例》修订的比对和解读（连载之一/共二篇） 7

四、近期热点话题..... 12

一、最新中国法令

- 国务院关于全面推进北京市服务业扩大开放综合试点工作方案的批复

【发布单位】国务院

【发布文号】国函〔2019〕16号

【发布日期】2019-02-22

【内容提要】国务院同意在北京市继续开展和全面推进服务业扩大开放综合试点，期限为自批复之日起3年。

试点开放措施包括

- 允许在京设立的外商独资经营旅行社试点经营中国公民出境旅游业务（赴台湾地区除外）。
- 放宽外商设立投资性公司申请条件，申请前一年外国投资者资产总额降为不低于两亿美元，取消对外国投资者在中国境内已设立外商投资企业的数量要求。
- 在北京市服务业扩大开放综合试点示范区和示范园区，取消存储转发类业务、国内多方通信服务业务、互联网接入服务业务（仅限为用户提供互联网接入服务）等增值电信业务外资股比限制。
- 取消外商投资企业取得认证机构资质需外方投资者取得其所在国家或者地区认可机构的认可且具有3年以上从事认证活动的业务经历的要求。
- 放宽外商捐资举办非营利性养老机构的民办非企业单位准入。
- 选择文化娱乐业聚集的特定区域，允许外商投资设立娱乐场所、演出场所经营单位，不设投资比例限制；允许设立外商独资演出经纪机构，并在全中国范围内提供服务。
- 允许外商投资音像制品制作业务（限于在北京国家音乐产业基地、中国北京出版创意产业园区、北京国家数字出版基地内开展合作，中方应掌握经营主导权和内容终审权）。

三、里兆解説

- 「个人所得税法实施条例」改正前後の比較及び解説（連載の一/全二回）..... 7

四、トピックス..... 12

一、最新中国法令

- 北京市サービス業対外開放拡大の全面的な推進に向けた総合試行作業方案についての国务院による回答書

【発布機関】国务院

【発布番号】国函〔2019〕16号

【発布日】2019-02-22

【概要】国务院は北京市において、サービス業の対外開放に向けた総合試行作業を引き続き全面的に推進することに同意し、期間は回答日から3年間とされる。

対外開放の試行措置に含まれる内容

- 北京に設立された外商独資形態で経営する旅行社が中国公民の海外旅行業務（台湾地区への旅行は除く）を取扱うことを認める。
- 外国投資者が投資性会社を設立するための申請条件を緩和し、申請前の1年間における外国投資者の資産総額に関する要件を2億米ドルを下回らない金額へと引き下げ、また、外国投資者が中国国内で設立済みの外商投資企業の数に関する要件を廃止する。
- 北京市サービス業対外開放拡大試行モデル区及びモデル園區において、蓄積交換類業務、国内多者間通信サービス業務、インターネット接続サービス業務（ユーザーにインターネット接続サービスを提供する場合に限定する）等付加価値電信業務における外資による持株比率制限を撤廃する。
- 外商投資企業が認証機関の資格を取得するためには外国側投資者が所在する国又は地区の認可機関から認可を得ており、且つ3年以上の認証業務従事実績を有していなければならないとする要件を廃止する。
- 外国投資者が出資して、非営利性の高齢者向け介護施設といった民営の非企業組織に参入するための規制を緩和する。
- レジャー・エンターテインメント業の集中する特定区域を選択し、外国投資者が投資しエンターテインメントスポット、公演場所の経営組織を設立することを認め、投資比率の制限を撤廃する。外商独資形態で公演マネジメント機関を設立し、全国範囲でサービスを提供することを認める。
- 外国投資者が音響映像製品制作業務に投資することを認める（北京国家音楽産業拠点、中国北京出版創意産業園區、北京国家デジタル出版拠点内で提携する場合のみに限定し、中

方が経営の主導権及び内容の最終審査権限を有していなければならない)。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-02/22/content_5367708.htm

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-02/22/content_5367708.htm

● 国家发展和改革委员会等 15 部门关于印发全国投资项目在线审批监管平台投资审批管理事项统一名称和申请材料清单的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会等 15 部门

【发布文号】发改投资〔2019〕268 号

【发布日期】2019-02-12

【内容提要】该通知发布了全国投资项目在线审批监管平台投资审批管理事项“统一名称清单”和“申请材料清单”。

- 包括当前各类投资项目开工前需要办理的 42 项审批、核准、备案类事项以及需要提交审查的 258 项申报材料，同时明确了各项审批及其申报材料针对的项目类别及适用情形。
- 各级审批部门在并联审批中均需使用统一名称，前一项审批办理中提交的申报材料通过在线平台共享，不再要求申报单位在后续办事中重复提交。
- 从 2019 年 03 月 15 日起按照统一名称开展审批事项办理和信息归集共享工作。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201902/t20190218_928161.html

● 人力资源社会保障部等九部门关于进一步规范招聘行为促进妇女就业的通知

【发布单位】人力资源社会保障部等九部门

【发布日期】2019-02-18

【内容提要】禁止招聘环节中的就业性别歧视。用人单位在拟定招聘计划、发布招聘信息、招用人员过程中，不得限定性别（国家规定的女职工禁忌劳动范围等情况除外）或性别优先，不得以性别为由限制妇女求职就业、拒绝录用妇女，不得询问妇女婚育情况，不得将妊娠测试作为入职体检项目，不得将限制生育作为录用条件，不得差别化

● 全国投资项目在线审批监管平台投资审批管理事项的统一名称及申请材料清单公表に関する国家发展和改革委员会等 15 部門による通知

【発布機関】国家发展和改革委员会等 15 部門

【発布番号】发改投資〔2019〕268 号

【発布日】2019-02-12

【概要】本通知では、全国投資プロジェクトオンライン審査許可監督管理プラットフォームにおける投資審査許可管理事項の「統一名称リスト」及び「申請資料リスト」を公表している。

- 現在、各種投資プロジェクトを始める前に行わなければならないことになっている 42 項目の審査許可、認可、届出類事項並びに審査を受けるために提出する必要のある 258 項目の申請資料が含まれており、また各審査許可及びその申告材料に該当するプロジェクト形態及び適用される状況についても明確にしている。
- 各等級ごとの審査許可部門は並行審査許可手続き過程で統一名称を使用し、その前の審査許可手続き過程で提出された申請資料をオンラインプラットフォームで共有することで、後に続く手続きでは繰り返し提出させることはしない。
- 2019 年 3 月 15 日から、統一名称に従い審査許可手続き及び情報集約・共有作業を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201902/t20190218_928161.html

● 求人行為をさらに規範化し女性の雇用を促進することに関する人的資源社会保障部等 9 部門による通知

【発布機関】人的資源社会保障部等 9 部門

【発布日】2019-02-18

【概要】求人過程において性別をめぐっての不当な扱いをすることを禁止する。雇用者が求人計画を制定し、求人情報を掲示し、人材を募集・採用する過程で、性別によって制限を設けたり(国の定めにより、女性従業員が従事することが禁止されている等の場合を除く)、又は性別によって優先順位をつけてはならず、性別を理由に女性の求職・雇用を制限したり、女性の採用を拒否してはなら

地提高对妇女的录用标准。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/jiuye/zcwj/201902/t20190221_310707.html

● **银行业金融机构反洗钱和反恐怖融资管理办法**

【发布单位】中国银行保险监督管理委员会

【发布文号】中国银行保险监督管理委员会令 2019 年第 1 号

【发布日期】2019-01-29

【实施日期】2019-01-29

【内容提要】该办法内容包括：

银行业金融机构反洗钱和反恐怖融资义务
- 从内部控制角度，对银行业金融机构提出风险管理、组织架构、内部审计、信息系统、培训宣传等各方面要求。 - 要求有效履行客户身份识别、客户身份资料和交易记录保存以及大额交易和可疑交易报告等各项反洗钱和反恐怖融资义务。
银行业反洗钱市场准入要求
- 加强对股东、董事、高级管理人员进行犯罪背景调查以及对入股资金来源合法性进行审查； - 对拟任董事、高级管理人员提出反洗钱知识能力的要求。

【法令全文】请点击以下网址查看：

银行业金融机构反洗钱和反恐怖融资管理办法
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newShouDoc/3C0CAFCC824942CA9696881D71035570.html>
官方答记者问
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newShouDoc/F259FB609D914EC1B07185A10F17A718.html>

● **上海市人民政府关于取消和调整一批行政审批等事项的决定**

【发布单位】上海市人民政府

【发布文号】沪府规〔2019〕9 号

【发布日期】2019-01-31

【实施日期】2019-01-31

【内容提要】按照国务院相关文件的要求，取消和调整 17 项行政审批等事項。其中，取消 15 项，调整 2 项。

取消事項
权限外境外投资企业转报商务部

ず、女性に婚姻・出産状況を尋ねてはならず、妊娠検査を入社時の身体検査項目としてはならず、出産を制限するような内容で採用条件を設けてはならず、女性の採用基準を不当に引き上げてはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/jiuye/zcwj/201902/t20190221_310707.html

● **銀行業金融機関の資金洗浄防止及びテロ資金供与防止管理弁法**

【発布機関】中国銀行保険監督管理委員会

【発布番号】中国銀行保険監督管理委員会令 2019 年第 1 号

【発布日】2019-01-29

【実施日】2019-01-29

【概要】本弁法には以下の内容が含まれる。

銀行業金融機関の資金洗浄防止及びテロ資金供与防止義務
- 内部統制の観点から、銀行業金融機関に対して、リスク管理、組織枠組み、内部監査、情報システム、研修宣伝等各方面からルールを定めている。 - 顧客の身元識別、顧客の身元に関する資料、取引記録の保存及び大口取引、疑わしい取引の報告等の資金洗浄防止及びテロ資金供与防止義務を有効に履行するよう要求している。
銀行業の市場参入に対する資金洗浄防止要件
- 株主、董事、高級管理職者に対する犯罪歴調査及び資本参加資金の資金源の適法性に対する審査を強化する。 - 董事、高級管理者に就任予定の者に対する資金洗浄防止知識・能力に対する要件を掲げている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

銀行業金融機関の資金洗浄防止及びテロ資金供与防止管理弁法
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newShouDoc/3C0CAFCC824942CA9696881D71035570.html>
記者からの質問に対する公式回答
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newShouDoc/F259FB609D914EC1B07185A10F17A718.html>

● **行政審査許可等事項の一部廃止及び調整に関する上海市人民政府による決定**

【発布機関】上海市人民政府

【発布番号】滬府規〔2019〕9 号

【発布日】2019-01-31

【実施日】2019-01-31

【概要】國務院の係る文書によると、17 項目の行政審査許可等事項を廃止し調整することになっている。このうち、15 項目が廃止項目、2 項目が調整項目である。

廃止事項
権限外の国外投資企業については、商務部に転送し報告する。

- 外商投资道路运输业立项审批、外商投资道路运输业经营许可
- 公司增设分公司备案
- 外商投资合伙企业分支机构设立登记备案

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw58243.html>

- 外国投資者が投資する道路運輸業立上げの審査許可、外国投資者が投資する道路運輸業経営許可
- 会社が分公司を増設する場合の届出
- 外国投資者が投資するパートナーシップ企業の分支機構設立登記の届出

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw58243.html>

● 广东省人民政府关于印发支持自由贸易试验区深化改革创新若干措施分工方案的通知

【发布单位】广东省人民政府

【发布文号】粤府函〔2019〕36 号

【发布日期】2019-02-22

【内容提要】创新措施包括：

- 放宽外商投资建设工程设计企业外籍技术人员比例要求、放宽人才中介机构限制。
- 将外商投资设立建筑业（包括设计、施工、监理、检测、造价咨询等所有工程建设相关主体）资质许可的省级及以下审批权限下放至自贸试验区。
- 支持自贸试验区内制造企业生产高峰时节与劳动者签订以完成一定工作任务为期限的劳动合同、短期固定期限劳动合同；允许劳务派遣员工从事企业研发中心研发岗位临时性工作。
- 将在自贸试验区内设立中外合资和外商独资人才中介机构审批权限下放至自贸试验区。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/qbwj/yfh/content/post_2172066.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● 自由貿易試験区における改革・革新の推進を後押しするための措置・作業分担方案公布に関する広東省人民政府による通知

【発布機関】広東省人民政府

【発布番号】粤府函〔2019〕36 号

【発布日】2019-02-22

【概要】革新措置には以下のものが含まれる。

- 外国投資者が投資する建設工事設計企業における外国籍技術者の比率要件を緩和し、人材仲介会社に対する制限を緩和する。
- 外国投資者が投資し設立する建築業（設計、施工、監理、検査測定、建造費コンサルティング等工事建設に関わる全ての主体を含む）の資格許可に対する省級及びこれ以下の審査許可権限を自由貿易試験区に委譲する。
- 自由貿易試験区内の製造企業が生産ピーク時に労働者と一定の作業任務完了を期限とする労働契約、短期の期限付き労働契約を締結することを認める。労働派遣人員が企業の研究開発センターにおける研究開発部署で臨時的作業に従事することを認める。
- 自由貿易試験区内において、中外合弁形態及び外商独資形態の人材仲介会社を設立するための審査許可権限を自由貿易試験区に委譲する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/qbwj/yfh/content/post_2172066.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

- [国务院常务会议：决定再取消和下放一批行政许可事项 在全国全面开展工程建设项目审批制度改革](#)

日前召开的国务院常务会议要求，制定涉企法规规章和规范性文件必须听取相关企业和行业协会商会意见，使政府决策更符合实际和民意；并决定再取消和下放一批行政许可事项，在全国全面开展工程建设项目审批制度改革。

再取消和下放一批行政许可事项
- 再取消企业名称预先核准、一些产品注册初审等 25 项行政许可事项； - 将一些职业的执业注册等 6 项许可权限下放至省级或以下政府部门。
向全国推开工程建设项目审批制度改革
- 按照统一规范的要求，对每个审批阶段实行一个部门牵头、并联审批、限时办结，推行告知承诺、区域评估和联合审图、联合验收等制度，实现“一张蓝图”统筹项目实施、“一个窗口”提供综合服务、“一张表单”整合申报材料、“一套机制”规范审批运行。 - 上半年在全国做到将工程建设项目审批时间压缩一半，减至 120 个工作日以内。

（里兆律师事务所 2019 年 02 月 22 日编写）

- [《消费品召回管理规定》公开征求意见](#)

全国市场监督管理总局组织起草了《[消费品召回管理规定（征求意见稿）](#)》，现向社会公开征求意见（截止日期为 2019 年 03 月 04 日）。与现行《缺陷消费品召回管理办法》相比，主要修改之处在于：

- 取消了目录管理制度；
- 调整了消费品定义和召回定义；
- 增加了生产者信息报告义务和应急处置措施；
- 进一步明确了生产者召回计划备案的要求和不适用于产品范围；
- 增加了罚则。

（里兆律师事务所 2019 年 02 月 22 日编写）

二、新着情報

- [国务院常务会议において、一部の行政許可事項をさらに廃止・委譲して、工事建設プロジェクトの審査許可制度改革を全国で全面的に展開することが決定された](#)

先頃開催された国务院常务会议において、企業に関わる法規規則及び規範性文書を制定するにあたっては、係る企業及び業種協会商会の意見を聞き取り、政府の政策決定は実情と民意に即したものでなければならないこと、そして一部の行政許可事項をさらに廃止・委譲し、工事建設プロジェクトの審査許可制度改革を全国で全面的に展開することが決定された。

さらに廃止・委譲する一部の行政許可事項
- 企業名称仮認可、一部製品登録の予備検査等 25 項目の行政許可事項をさらに廃止する。 - 一部職業の開業登録等 6 項目の許可権限を省級若しくはそれ以下の政府部門に委譲する。
全国で工事建設プロジェクト審査許可制度改革を推進する
- 規範化・一本化の要求に従い、各審査許可段階で一つの部門が取り仕切り、審査許可を並行して行い、期限を定めて手続きを完成し、告知・承諾制度を推進し、区域評価、図面の共同審査、検収の共同実施等制度を推進することで、「一枚の長期計画」でプロジェクトを統括し、「一つの窓口」で総合サービスを提供し、「一枚の用紙」で申告材料が済むようにし、「一つの体制」で審査許可を規範化するようにする。 - 上半期においては、工事建設プロジェクトの審査許可所要時間を半減し、120 業務日以内に短縮するようにする。

（里兆法律事務所が 2019 年 2 月 22 日付で作成）

- [「消費財リコール管理規定」がパブリックコメントを募集している](#)

全国市場監督管理総局が「[消費財リコール管理規定（意見募集案）](#)」を起草し、パブリックコメントを募集している（締切日は 2019 年 3 月 4 日である）。現行の「[欠陥消費財リコール管理弁法](#)」と比べた場合の主な修正箇所は以下の点である。

- リスト管理制度を廃止した。
- 消費財の定義とリコールの定義を調整した。
- 製造者の情報報告義務及び応急処理措置について追記した。
- 製造者のリコール計画届出のルール及び適用外となる製品の範囲を更に明確にした。
- 罰則を追記した。

（里兆法律事務所が 2019 年 2 月 22 日付で作成）

三、里兆解读

● 《个人所得税法实施条例》修订的比对和解读
(连载之一/共二篇)

一、背景：

为落实 2018 年 08 月 31 日全国人大常委会修订的《个人所得税法》，2018 年 12 月 18 日国务院公布了修订后的《个人所得税法实施条例》（简称“《实施条例》”）。《实施条例》此次修订主要是遵循以下指导思想：第一，落实修订后《个人所得税法》的规定，保障综合与分类相结合个人所得税制度顺利实施，明确收入来源地规则、各项应税所得范围等税制基本要素；第二，按照既要方便纳税人、又要加强征管的原则，理顺税收征管流程，简便征管措施，细化税额计算、纳税申报、汇算清缴及退税等内容。

二、修订的比对和解读：

修订前的《实施条例》（2011 年）共 48 条，修订后的《实施条例》（2018 年）仅有 36 条。《实施条例》本次修订，有如下变化值得关注：

《实施条例》（2011 年）	《实施条例》（2018 年）
第二条 税法第一条第一款所说的在中国境内有住所的个人，是指因户籍、家庭、经济利益关系而在中国境内习惯性居住的个人。	第二条 个人所得税法所称在中国境内有住所，是指因户籍、家庭、经济利益关系而在中国境内习惯性居住；所称从中国境内和境外取得的所得，分别是指来源于中国境内的所得和来源于中国境外的所得。
第三条 税法第一条第一款所说的在境内居住满一年，是指在一个纳税年度中在中国境内居住 365 日。临时离境的，不扣减日数。前款所说的临时离境，是指在一个纳税年度中一次不超过 30 日或者多次累计不超过 90 日的离境。	
修订的比对和解读： 1. 保留“在中国境内有住所”的执行口径为“因户籍、家庭、经济利益关系而在中国境内习惯性居住”。 2. 修订后取消居住满一年的规定，全部采用累	

三、里兆解説

● 「个人所得税法实施条例」改正前後の比較及び解説(連載の一/全二回)

一、背景：

2018 年 8 月 31 日全国人民代表大会常務委員が改正した「個人所得税法」を着実に実施するために、2018 年 12 月 18 日に、国務院は改正後の「個人所得税法实施条例」（以下「『实施条例』」という）を公布した。今回、「实施条例」の改正は、主に以下の指導方針に基づいて行われたものである。第一に、改正後の「個人所得税法」規定を着実に実施し、総合課税と分離課税を組み合わせた個人所得税制度の円滑な実施を確保し、収入源泉地の規則、各課税所得の範囲といった税制の基本要素を明確にする。第二に、納税者の便宜を図るとともに、徴収管理を強化するという原則により、税收の徴収管理に係る段取りを明らかにし、徴収管理に係る措置の簡素化を図り、税額の計算、納税申告、確定申告及び税還付といった内容を具体化した。

二、改正前後の比較及び解説：

改正される前の「实施条例」（2011 年）は計 48 条あった。それに対して、改正後の「实施条例」（2018 年）は 36 条しかない。「实施条例」のこの度の改正においては、以下の変更について注意する必要がある。

「实施条例」(2011 年)	「实施条例」(2018 年)
第二条 税法第一条第一項にいう中国国内に住所を有する個人とは、戸籍、家庭、経済的利益の関係により中国国内に習慣的に居住する個人をいう。	第二条 個人所得税法にいう中国国内に住所を有するとは、戸籍、家庭、経済的利益の関係により中国国内に習慣的に居住することをいい、中国国内及び国外から取得する所得とは、それぞれ中国国内源泉所得と中国国外源泉所得をいう。
第三条 税法第一条第一項にいう国内居住期間が満 1 年に達するとは、1 納税年度に中国国内に 365 日居住することをいう。臨時の出国については、日数を減じない。前項にいう臨時の出国とは、1 納税年度に 1 回 30 日を超えない、又は累計 90 日を超えない出国をいう。	
改正前後の比較及び解説： 1. 「中国国内に住所を有する」状況に係る執行基準として、「戸籍、家庭、経済的利益の関係により中国国内に習慣的に居住する」という現行規定が据え置かれた。 2. 改正後、居住期間が満 1 年の規定を廃止し、累	

计满 183 天的标准。 3. 取消“临时离境”制度规定。判定纳税人是居民个人还是非居民个人，按照实际居住时间确定。	
第六条 在中国境内无住所，但是居住一年以上五年以下的个人，其来源于中国境外的所得，经主管税务机关批准，可以只就由中国境内公司、企业以及其他经济组织或者个人支付的部分缴纳个人所得税；居住超过五年的个人，从第六年起，应当就其来源于中国境外的全部所得缴纳个人所得税。	第四条 在中国境内无住所的个人，在中国境内居住累计满 183 天的年度连续不满六年的，经向主管税务机关备案，其来源于中国境外且由境外单位或者个人支付的所得，免于缴纳个人所得税；在中国境内居住累计满 183 天的任一年度中有一次离境超过 30 天的，其在中国境内居住累计满 183 天的年度的连续年限重新起算。
修订的比对和解读： 1. 对境内无住所的个人，连续六年构成居民个人。 2. 不满六年（不构成居民个人）时，对境外所得境外支付的部分免征个人所得税。 3. “连续六年”从纳税人第一个满足居民个人年度起算，在连续五年期满前，其中任一年度纳税人有一次“单次离境超过 30 日”，其在中国境内居住累计满 183 天的年度的连续年限重新起算。 4. 在政府管理方式上，由“经主管税务机关批准”调整为“向主管税务机关备案”。	
第八条 税法第二条所说的各项个人所得的范围： （一）工资、薪金所得…… （二）个体工商户的生产、经营所得…… （三）对企事业单位的承包经营、承租经营所得…… （四）劳务报酬所得…… （五）稿酬所得…… （六）特许权使用费所得…… （七）利息、股息、红利所得…… （八）财产租赁所得…… （九）财产转让所得……	第六条 个人所得税法规定的各项个人所得的范围： （一）工资、薪金所得…… （二）劳务报酬所得…… （三）稿酬所得…… （四）特许权使用费所得…… （五）经营所得…… （六）利息、股息、红利所得…… （七）财产租赁所得…… （八）财产转让所得…… （九）偶然所得…… 个人取得的所得，难以界定应纳税所得项目的，由国务院税务主管

計居住期間が満 183 日に達するという基準へと一本化した。 3. 「臨時の出国」制度に関する規定を廃止した。納税者が居住者個人なのか、それとも非居住者個人なのかについての判定基準を、実際の居住期間に基づいて確定することとした。	
第六条 中国国内に住所を有しないが、1 年以上 5 年以下居住する個人の中国国外源泉所得は、主管税務機関の認可を経て、中国国内の会社、企業及びその他の経済組織又は個人が支払う部分についてのみ個人所得税を納付すればよく、5 年を超えて居住する個人は、6 年目から、その中国国外源泉所得の全てについて個人所得税を納めなければならない。	第四条 中国国内に住所を有しない個人は、中国国内での累計居住日数が満 183 日に達し、連続年数が満 6 年未満の場合、主管税務機関にて届け出た後、国外の組織又は個人が支払う中国国外源泉所得について、個人所得税の納付を免除し、中国国内での累計居住日数が満 183 日に達する年度のいずれかにおいて、1 回の出国日数が 30 日を超える場合、中国国内での累計居住日数が満 183 日に達する年度の連続年数をリセットして計算する。
改正前後の比較及び解説： 1. 国内に住所を有しない個人は、連続満 6 年居住した場合、居住者個人の要件を満たす。 2. 満 6 年未満（居住者個人の要件を満たさない）の場合、国外所得のうち国外支払分につき、個人所得税の徴収を免除する。 3. 「連続満 6 年」は、納税者が居住者個人の要件を満たす初年度から起算し、5 年間の連続期間が満了する前に、いずれかの年度のうち、納税者の 1 回の出国日数が 30 日を超える」ことが一度でもあった場合、中国国内での累計居住日数が満 183 日に達する連続年数をリセットして計算する。 4. 政府管理の方式については、「主管税務機関の認可を経る」から「主管税務機関にて届け出る」へと調整した。	
第八条 税法第二条各号にいう個人所得の範囲は次の各号に定めるものをいう。 （一）賃金、給与所得…… （二）個人事業主の生産、事業所得…… （三）企業、事業組織に対する請負経営、リース事業所得…… （四）労務報酬所得…… （五）原稿報酬所得…… （六）ライセンス使用料所得…… （七）利子、配当、割増配当所得…… （八）財産賃貸所得…… （九）財産譲渡所得……	第六条 个人所得税法に規定する各個人所得の範囲は次の通りである。 （一）賃金、給与所得…… （二）労務報酬所得…… （三）原稿報酬所得…… （四）ライセンス使用料所得…… （五）事業所得…… （六）利子、配当、割増配当所得…… （七）財産賃貸所得…… （八）財産譲渡所得…… （九）一時所得…… 個人の取得した所得について、課税所得項目の判断が困難である場合に

(十)偶然所得…… 个人取得的所得，难以界定应纳税所得项目的，由主管税务机关确定。	部门确定。
修订的比对和解读： 1. 将 11 个税目减为 9 个，即，将“个体工商户的生产、经营所得”和“对企事业单位的承包经营、承租经营所得”合并为“经营所得”；删除了“经国务院财政部门确定征税的其他所得”。 2. 在经营所得中，增加了“个人独资企业、合伙企业”的主体类型。 3. 将“个体工商户和个人取得的与生产、经营有关的各项应纳税所得”修改为“个人从事其他生产、经营活动取得的所得”。 4. 在财产转让所得中，明确了纳税人转让“合伙企业财产份额”也需纳税。	
	第十三条 个人所得税法第六条第一款第一项所称依法确定的其他扣除，包括个人缴付符合国家规定的企业年金、职业年金，个人购买符合国家规定的商业健康保险、税收递延型商业养老保险的支出，以及国务院规定可以扣除的其他项目。 专项扣除、专项附加扣除和依法确定的其他扣除，以居民个人一个纳税年度的应纳税所得额为限额；一个纳税年度扣除不完的，不结转以后年度扣除。
修订的比对和解读： 1. 明确了依法确定的“其他扣除”内容，包括个人缴付符合国家规定的企业年金、职业年金，个人购买符合国家规定的商业健康保险、税收递延型商业养老保险的支出，以及国务院规定可以扣除的其他项目。 2. 居民个人一个纳税年度内专项扣除、专项附加扣除和依法确定的其他扣除，以年度应纳税所得额为限，只在当年扣除，扣除不完的不得结转以后年度扣除。	
第二十一条 税法第六条第一款第四项、第六	第十四条 个人所得税法第六条第一款第二

(十)一時所得…… 個人の取得した所得について、課税所得項目の判断が困難である場合には、主管税務機関がこれを確定する。	は、国務院税務主管部門がこれを確定する。
改正前後の比較及び解説： 1. 課税品目は 11 個から 9 個までに減らした。つまり、「個人事業主の生産、事業所得」及び「企業、事業組織に対する請負経営、リース事業所得」を「事業所得」へと一本化し、「国務院財政部門が課税を定めるその他所得」を削除した。 2. 事業所得において、「個人独資企業、パートナーシップ企業」という主体を新たに追加した。 3. 「個人事業主及び個人の取得する生産、経営に関連する各課税所得」を「個人がその他生産、経営活動に従事し取得する所得」へと調整した。 4. 財産譲渡所得について、納税者が「パートナーシップ企業で保有する財産の持分」を譲渡する場合も納税しなければならないことを明確にした。	
	第十三条 个人所得税法第六条第一項第一号にいう、法に依拠し確定するその他控除項目には、個人が国の規定に適合する企業年金、職業年金を納付するための、個人が国の規定に適合する商業健康保険、税收繰延型商業養老保険を付保するための支出、並びに国務院の規定により控除可能なその他項目が含まれる。 個別控除項目、個別付加控除項目及び法に依拠し確定するその他控除項目は、居住者個人の 1 納税年度の課税所得額に限るものとし、1 納税年度における未控除分は、翌年度以降に繰越して控除することはできない。
改正前後の比較及び解説： 1. 法に依拠し確定する「その他控除項目」の内容を明確にした。それには、個人が国の規定に適合する企業年金、職業年金を納付するため、個人が国の規定に適合する商業健康保険、税收繰延型商業養老保険を付保するための支出、並びに国務院の規定により控除可能なその他項目が含まれる。 2. 居住者個人の 1 納税年度における個別控除項目、個別付加控除項目及び法に依拠し確定するその他控除項目は、当該年度の課税所得額に限るものとし、当年度においてのみ控除しなければならず、未控除分は翌年度以降に繰越して控除することはできない。	
第二十一条 税法第六条第一項第四号、第六	第十四条 个人所得税法第六条第一項第二

项所说的每次，按照以下方法确定： （一）劳务报酬所得，属于一次性收入的，以取得该项收入为一次；属于同一项目连续性收入的，以一个月内取得的收入为一次。 （二）稿酬所得，以每次出版、发表取得的收入为一次。 （三）特许权使用费所得，以一项特许权的一次许可使用所取得的收入为一次。 （四）财产租赁所得，以一个月内取得的收入为一次。 （五）利息、股息、红利所得，以支付利息、股息、红利时取得的收入为一次。 （六）偶然所得，以每次取得该项收入为一次。	项、第四项、第六项所称每次，分别按照下列方法确定： （一）劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得，属于一次性收入的，以取得该项收入为一次；属于同一项目连续性收入的，以一个月内取得的收入为一次。 （二）财产租赁所得，以一个月内取得的收入为一次。 （三）利息、股息、红利所得，以支付利息、股息、红利时取得的收入为一次。 （四）偶然所得，以每次取得该项收入为一次。	号にいう毎回とは、次の各号に定める方法に従って確定する。 （一）労務報酬所得は、1 回限りの収入については、当該収入の取得をもって 1 回とし、同一項目の連続性のある収入については、1 ヶ月間に取得した収入を 1 回とする。 （二）原稿報酬所得は、出版、発表の都度取得した収入を 1 回とする。 （三）ライセンス使用料所得は、各ライセンスの使用許諾 1 回につき取得した収入を 1 回とする。 （四）財産賃貸所得は、1 ヶ月間に取得した収入を 1 回とする。 （五）利子、配当、割増配当所得は、利子、配当、割増配当の支払時に取得した収入を 1 回とする。 （六）一時所得については、当該収入を取得した都度、1 回とする。	号、第四号、第六号にいう毎回とは、それぞれ次の各号に定める方法に従って確定する。 （一）労務報酬所得、原稿報酬所得、ライセンス使用料所得は、1 回限りの収入については、当該収入の取得をもって 1 回とし、同一項目の連続性のある収入については、1 ヶ月間に取得した収入を 1 回とする。 （二）財産賃貸所得は、1 ヶ月間に取得した収入を 1 回とする。 （三）利子、配当、割増配当所得は、利子、配当、割増配当の支払時に取得した収入を 1 回とする。 （四）一時所得については、当該収入を取得した都度、1 回とする。
修订的比对和解读： 1. 规范劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得的“每次”的执行口径，统一明确为：属于一次性收入的，以取得该项收入为一次；属于同一项目连续性收入的，以一个月内取得的收入为一次。 2. 取消了原稿酬所得“以每次出版、发表取得的收入为一次”。 3. 取消了特许权使用费所得“以一项特许权的一次许可使用所取得的收入为一次”。		改正前後の比較及び解説： 1. 労務報酬所得、原稿報酬所得、ライセンス使用料所得に係る「毎回」の執行基準を一本化し、次のように統一した。1 回限りの収入については、当該収入の取得をもって 1 回とし、同一項目の連続性のある収入については、1 ヶ月間に取得した収入を 1 回とする。 2. 原稿報酬所得は「出版、発表の都度取得した収入を 1 回とする」との規定を廃止した。 3. ライセンス使用料所得は「各ライセンスの使用許諾 1 回につき取得した収入を 1 回とする」との規定を廃止した。	
第十七条 税法第六条第一款第二项所说的成本、费用，是指纳税义务人从事生产、经营所发生的各项直接支出和分配计入成本的间接费用以及销售费用、管理费用、财务费用；所说的损失，是指纳税义务人在生产、经营过程中发生的各项营业外支出。 从事生产、经营的纳税义务人未提供完整、准确的纳税资料，不能正确计算应纳税所得额的，由主管税务机关核定其应纳税所得额。	第十五条 个人所得税法第六条第一款第三项所称成本、费用，是指生产、经营活动中发生的各项直接支出和分配计入成本的间接费用以及销售费用、管理费用、财务费用；所称损失，是指生产、经营活动中发生的固定资产和存货的盘亏、毁损、报废损失，转让财产损失，坏账损失，自然灾害等不可抗力因素造成的损失以及其他损失。 取得经营所得的个人，没有综合所得的，计算	第十七条 税法第六条第一項第二号にいう原価、経費とは、納税義務者が生産、経営に從事することにより発生した各種の直接支出及び原価に配賦する間接費用並びに販売費用、管理費用、財務費用をいい、損失とは、生産、経営過程において納税義務者に発生した各種の営業外支出をいう。 生産、経営に從事する納税義務者が完全かつ正確な納税資料を提出せず、課税所得額を正確に計算することができない場合には、主管税務機関	第十五条 個人所得税法第六条第一項第三号にいう原価、経費とは、生産、経営活動において発生する各種の直接支出及び原価に配賦する間接費用並びに販売費用、管理費用、財務費用をいい、損失とは、生産、経営活動において発生する固定資産及び在庫の棚卸損失、毀損、廃棄損失、財産譲渡損失、貸倒損失、自然災害など不可抗力により生じた損失並びにその他損失をいう。 事業所得を取得する個人は総合所得が生じな

	其每一纳税年度的应纳税所得额时,应当减除费用 6 万元、专项扣除、专项附加扣除以及依法确定的其他扣除。专项附加扣除在办理汇算清缴时减除。 从事生产、经营活动,未提供完整、准确的纳税资料,不能正确计算应纳税所得额的,由主管税务机关核定应纳税所得额或者应纳税额。	がその課税所得額を査定する。	い場合、その各納税年度の課税所得額を計算する際、経費 6 万元、個別控除項目、個別付加控除項目及び法に依拠し確定するその他控除項目を差し引かなければならない。個別付加控除項目については確定申告の際に控除する。 生産、経営活動に従事する場合で、完全かつ正確な納税資料を提出せず、課税所得額を正確に計算することができない場合、主管税務機関が課税所得額又は納税額を査定する。
修订的比对和解读: 1. 明确了个体工商户、个人独资企业、合伙企业以及个人,在取得经营所得时,可以从收入总额中予以减除的“成本、费用和损失”的执行口径。 2. 保留了纳税人在未提供完整、准确的纳税资料,不能正确计算应纳税所得额的情况,主管税务机关有权依法核定应纳税所得额。 3. 明确规定,取得经营所得的个人,没有综合所得的,计算其每一纳税年度的应纳税所得额时,应当减除费用 6 万元、专项扣除、专项附加扣除以及依法确定的其他扣除。其中,专项附加扣除只能在汇算清缴时减除。其应纳税所得额公式为:应纳税所得额=收入额-成本-费用-损失-60000-专项扣除-专项附加扣除-其他扣除。		改正前後の比較及び解説: 1. 個人事業主、個人独資企業、パートナーシップ企業及び個人が事業所得を取得する際、総収入金額から差し引かれる「原価、経費及び損失」に係る執行基準を明確にした。 2. 納税者が完全かつ正確な納税資料を提供せず、課税所得額を正確に計算することができない場合には、主管税務機関が法により課税所得額を査定することができるという現行規定が据え置かれた。 3. 事業所得を取得する個人は総合所得が生じない場合、その各納税年度の課税所得額を計算する際、経費 6 万元、個別控除項目、個別付加控除項目及び法に依拠し確定するその他控除項目を差し引かなければならず、そのうち、個別付加控除項目については確定申告時のみ、差し引くことができることを明確にした。課税所得額の計算式は、「課税所得額=収入額-原価-経費-損失-60,000-個別控除項目-個別付加控除項目-その他控除項目」となる。	
第二十四条 税法第六条第二款所说的个人将其所得对教育事业和其他公益事业的捐赠,是指个人将其所得通过中国境内的社会团体、国家机关向教育和其他社会公益事业以及遭受严重自然灾害地区、贫困地区的捐赠。 捐赠额未超过纳税义务人申报的应纳税所得额 30%的部分,可以从其应纳税所得额中扣除。	第十九条 个人所得税法第六条第三款所称个人将其所得对教育、扶贫、济困等公益慈善事业进行捐赠,是指个人将其所得通过中国境内的公益性社会组织、国家机关向教育、扶贫、济困等公益慈善事业的捐赠;所称应纳税所得额,是指计算扣除捐赠额之前的应纳税所得额。	第二十四条 税法第六条第二項にいう個人がその所得を教育事業及びその他の公益事業に寄付するとは、個人がその所得を中国国内の社会团体、国家機関を通じて教育及びその他社会公益事業並びに深刻な自然災害を被った地域、貧困地域に寄付することという。 寄付金額のうち、納税義務者の申告した課税所得額の 30%を超えない部分については、その課税所得額から控除することができる。	第十九条 個人所得税法第六条第三項にいう個人がその所得を教育、困窮者支援などの公益慈善事業に寄付するとは、個人がその所得を中国国内の公益性社会組織、国家機関を通じて教育、困窮者支援などの公益慈善事業に寄付することという。課税所得額とは、寄付額を計算し、控除する前の課税所得額をいう。
修订的比对和解读: 1. 明确可扣除的公益慈善捐赠必须是通过中国境内的公益性社会组织、国家机关进行的		改正前後の比較及び解説: 1. 控除可能な公益慈善寄付は、中国国内の公益性社会組織、国家機関を通じた寄付でなければ	

捐赠。纳税人直接捐赠不得扣除。

2. 明确计算捐赠扣除额的应纳税所得额，按照未扣除前的应纳税所得额计算。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续比对和解读。

（里兆律师事务所 2019 年 02 月 22 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 企业简易注销的股东责任
- 员工合规问题（如职务侵占、利益输送、利益冲突等）的调查处理

ならず、納税者が直接寄付する場合は控除できないことを明確にした。

2. 寄付控除額の計算対象となる課税所得額は、未控除前の課税所得額に従い計算することを明確にした。

紙面に限りがあるため、まずは以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において、引き続き、比較しながら解説する。

（里兆法律事務所が 2019 年 2 月 22 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 企業の简易注销における株主の責任
- 従業員のコンプライアンス問題（例えば、業務上横領、利益移転、利益相反等）の調査、処分